

山口県報

平成18年
3月22日
(水曜日)

目 次

規則

山口県消防学校規則の一部を改正する規則(消防防災課)……………一

山口県動力消防ポンプ性能試験規則の一部を改正する規則(消防防災課)……………一

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則(生活衛生課)……………一

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則(自然保護課)……………一

山口県希野生動物種保護条例施行規則の一部を改正する規則(自然保護課)……………二

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則(薬務課)……………二

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則(児童家庭課)……………二

山口県花き振興センター規則(生産流通課)……………三

山口県みづはち転飼条例施行規則の一部を改正する規則(畜産課)……………三

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則(畜産課)……………四

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則(畜産課)……………四

山口県畜産試験場乳用牛等育成管理施設規則の一部を改正する規則(畜産課)……………四

家畜の貸付及び譲与等に関する規則を廃止する規則(畜産課)……………四

山口県林業指導センター研修規則の一部を改正する規則(林政課)……………四

都市計画法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………四

建築基準法施行細則の一部を改正する規則(建築指導課)……………五

山口県消防学校規則の一部を改正する規則をここに公布する。



平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十号

山口県消防学校規則の一部を改正する規則

山口県消防学校規則(平成十七年山口県規則第四十八号)の一部を次のように改正する。

第四条第三項中「を市町村長」を「を市町長」に、「市町村長等」を「市町長等」に改める。

第五条第一項及び第八条第三項中「市町村長等」を「市町長等」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県動力消防ポンプ性能試験規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十一号

山口県動力消防ポンプ性能試験規則の一部を改正する規則

山口県動力消防ポンプ性能試験規則(昭和三十年山口県規則第八十四号)の一部を次のように改正する。

第一条中「基き、県が市町村」を「基つき、県が市町」に改める。

第二条第二項中「市町村動力消防ポンプ試験実施計画に基いて」を「市町動力消防ポンプ試験実施計画に基いて」に改め、同条第三項中「市町村が」を「市町が」に、「当該市町村長」を「当該市町長」に改める。

第三条第一項中「当該市町村長」を「当該市町長」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町長」に、「すみやかに」を「速やかに」に改め、同条第三項中「市町村長」を「市町長」に改める。

第四条中「市町村長」を「市町長」に改める。

第五条第一項中「市町村長」を「市町長」に、「あたつては」を「当たつては」に改める。

第七条中「当該市町村長」を「当該市町長」に改める。

別記様式中「選」を「選」に、「出馬」を「出馬」に改める。

附 則
この規則は、公布の日から施行する。

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十二号

墓地、埋葬等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

墓地、埋葬等に関する法律施行細則（昭和五十九年山口県規則第二十二号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「市町村の」を「市町の」に、「市町村長」を「市町長」に改め、同条第二項中「市町村長」を「市町長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十三号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則の一部を改正する規則

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（昭和五十四年山口県規則第五十三号）の一部を次のように改正する。

第二条中「市町村長」を「市町長」に改める。

別記第一号様式中「~~山口県官報~~」を「~~山口県官報~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十四号

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則の一部を改正する規則

山口県希少野生動植物種保護条例施行規則（平成十七年山口県規則第四百二十二号）の一部を次のように改正する。

第二十九条及び第三十条中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十五号

毒物及び劇物取締法施行細則の一部を改正する規則

毒物及び劇物取締法施行細則（昭和四十年山口県規則第九十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条第三項第三号中「市町村の長の書類及び」を「市町の長の書類及び」に改める。

別記第九号様式の添付書類6中「~~市町~~」を「~~市町~~」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十六号

母子及び寡婦福祉法施行細則の一部を改正する規則

母子及び寡婦福祉法施行細則（昭和四十一年山口県規則第十七号）の一部を次のように改正する。

第二十二條第一項及び第二項中「町村」を「町」に改め、同條第三項第一号中「町村」を「町」に改め、同項第二号中「市町村」を「市町」に、「が町村」を「が町」に、「当該町村」を「当該町」に改める。

第二十三條中「町村」を「町」に改める。

別記第一号様式の表中

市 田	を	市 田
--------	---	--------

に改める。

別記第二号様式及び別記第八号様式中「市田」を「市田」に改める。

別記第十号様式及び別記第十二号様式から別記第二十一号様式までの規定中

「市田」を「市田」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県花き振興センター規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十七号

山口県花き振興センター規則

(趣旨)

第一條 この規則は、山口県農業試験場条例（昭和三十九年山口県条例第三十七号）に定めるもののほか、山口県花き振興センター（以下「花き振興センター」という。）の管理について必要な事項を定めるものとする。

(開館日)

第二條 花き振興センターは、次に掲げる日を除き、毎日開館する。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項各号に掲げる日に開館し、又は臨時

に閉館することができる。

(開館時間)

第三條 花き振興センターの開館時間は、午前九時から午後五時までとする。

2 知事は、特に必要があると認めるときは、前項の開館時間を延長し、又は短縮することができる。

(遵守事項)

第四條 花き振興センターを利用する者（以下「利用者」という。）は、次に掲げる事項を遵守し、花き振興センターの設置の目的にそつて、これを利用しなければならぬ。

一 花き振興センターの施設若しくは設備を損傷し、又はそのおそれのある行為をしないこと。

二 他の利用者に迷惑を及ぼす行為をしないこと。

三 前二号に掲げるもののほか、知事が花き振興センターの管理のため必要があると認めて定めた事項

(その他)

第五條 この規則に定めるもののほか、花き振興センターの管理について必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十八号

山口県みつばち転飼条例施行規則の一部を改正する規則

山口県みつばち転飼条例施行規則（昭和三十一年山口県規則第二十八号）の一部を次のように改正する。

第六條中「市町村長」を「市町長」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第三十九号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

家畜改良増殖法施行細則（平成十三年山口県規則第九十八号）の一部を次のように改正する。

別記第三号様式の注2中「廿四廿冊」を「廿四冊」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十号

山口県家畜精液譲渡規則の一部を改正する規則

山口県家畜精液譲渡規則（昭和四十一年山口県規則第四十四号）の一部を次のように改正する。

第二条の表中「四百五十円（）」を「五百五十円（）」に、「八百円」を「千円」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

山口県畜産試験場乳用牛等育成管理施設規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十一号

山口県畜産試験場乳用牛等育成管理施設規則の一部を改正する規則

山口県畜産試験場乳用牛等育成管理施設規則（平成十三年山口県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

第四条第一号から第三号までの規定中「市町村」を「市町」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

家畜の貸付及び譲与等に関する規則を廃止する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十二号

家畜の貸付及び譲与等に関する規則を廃止する規則

家畜の貸付及び譲与等に関する規則（昭和二十九年山口県規則第七十四号）は、廃止する。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

山口県林業指導センター研修規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十三号

山口県林業指導センター研修規則の一部を改正する規則

山口県林業指導センター研修規則（昭和五十一年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第六条第二項中「農林部長」を「農林水産部長」に改める。

附 則

この規則は、平成十八年四月一日から施行する。

都市計画法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十四号

都市計画法施行細則の一部を改正する規則

都市計画法施行細則（昭和四十五年山口県規則第六十八号）の一部を次のように改正する。

第十二条中「阿東土木事務所及び豊田土木事務所」を「山口土木建築事務所及び下関土木建築事務所」に改める。

第二十七条第二項中「市町村長」を「市町長」に改める。

別記第二十一号様式中

「計四」を「計四」に改める。

附則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十二条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

建築基準法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成十八年三月二十二日

山口県知事 二井 関 成

山口県規則第四十五号

建築基準法施行細則の一部を改正する規則

建築基準法施行細則（昭和五十九年山口県規則第三十号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項第三号中「第八十六条の七」を「第八十六条の七第一項」に改め、「受ける建築物」の下に「（法第二十六条、第二十七条、第四十八条第一項から第十二項まで、第五十二条第一項、第六十一条又は第六十二条第一項の規定の適用を受けないものに限る。）」を加え、同条第二項中「同条第六項」を「同条第八項」に改める。

第十四条及び第十五条第三項第二号中「第十二条第二項」を「第十二条第三項」に改める。

第二十七条第一項の表中「第八十五条第三項若しくは第四項」を「第八十五条第三項若しくは第五項」に、「第五十二条第九項、第十項若しくは第十三項」を「第五十二条

第十項、第十一項若しくは第十四項」に、「第五十七条の二第三項」を「第五十七条の五第三項」に改め、「第五十六条の二第一項ただし書」の下に「第五十七条の四第一項ただし書」を、「第六十条の二第一項第三号」の下に「第六十七条の二第三項第二号、第五項第二号若しくは第九項第二号、第六十八条第一項第二号、第二項第二号若しくは第三項第一号」を加える。

第三十条の見出しを「（一の敷地とみなすこと等による制限の緩和に係る認定申請書等の添付書類）」に改め、同条の次に次の一条を加える。
（全体計画の認定への準用）

第三十条の二 第二条及び第三条第一項の規定は、省令第十条の二十三第一項及び第十條の二十四第一項の申請書について準用する。この場合において、第二条第二項中「法第六条第一項（法第八十七条第一項、第八十七条の二又は第八十八条第一項若しくは第二項において準用する場合を含む。）の規定による確認」とあるのは、省令第十條の二十三第一項の申請書については「法第八十六条の八第一項の規定による認定」と、省令第十条の二十四第一項の申請書については「法第八十六条の八第三項の規定による認定」と読み替えるものとする。

第三十一条の表中「省令第十条の四の二第一項の認定申請書」を

「省令第十条の四の二第一項の認定申請書

省令第十条の四の四第一項の指定申請書

省令第十条の四の七第一項の指定取消申請書

「省令第十条の二一第一項の認定取消申請書又は許可取消申請書

「省令第十条の二一第一項の認定取消申請書又は許可取消申請書
省令第十条の二十三第一項の全体計画認定申請書
省令第十条の二十四第一項の全体計画認定申請書

町長」に、「市町村の」を「市町の」に、「土木事務所の長をいう。以下同じ」を「土木事務所の長をいう」に改める。

第三十二条及び第三十三条中「所轄市町村長」を「所轄市町長」に改める。

第三十四条中「市町村」を「市町」に改め、同条第九号中「第五十二条第七項」を「第五十二条第八項」に改める。

別表第一周東都市計画区域の項中「周東町大字祖生」を「岩国市周東町祖生」に改め

平成十八年三月二十二日印刷

発行人

山口県知事

定価一箇月 金二千七百円(送料共)

る。
別表第二中
「市町村」を「市町」に改め、同表岩国市の項を次のように改める。

岩国市														
美和町阿賀、美和町秋掛、美和町生見、美和町大根川、美和町釜ヶ原、美和町上駄床、美和町大根川、美和町釜ヶ原、美和町上駄床、美			錦町中ノ瀬、錦町野谷、錦町広瀬及び錦町府谷の区域			本郷町宇塚、本郷町西黒沢、本郷町波野、本郷町本郷及び本郷町本谷の区域			錦町大野、錦町須川及び錦町深川の区域			錦町宇佐、錦町宇佐郷及び錦町大原の区域		
六百メートル以上	三百メートル未満	六百メートル以上	三百メートル未満	六百メートル以上	三百メートル未満	六百メートル以上	三百メートル未満	六百メートル以上	三百メートル未満	六百メートル以上	三百メートル未満	六百メートル以上	三百メートル未満	
百	六十	百	八十	百二十	七十	百十	百十	百三十	九十	百十	百三十	百五十	百十	

別表第二由宇町の項から美和町の項までを削る。
附則
この規則は、公布の日から施行する。

その他の区域		柱島及び甲島の区域		美川町小川、美川町四馬神、美川町添谷、美川町南桑及び美川町根笠の区域		和町岸根、美和町北中山、美和町黒沢、美和町佐坂、美和町渡前、美和町下畑、美和町瀬戸ノ内、美和町田ノ口、美和町中垣内、美和町長谷、美和町滑、美和町西畑、美和町日苑及び美和町百合谷の区域	
三百メートル未満	三百メートル以上	三百メートル未満	六百メートル以上	三百メートル未満	三百メートル以上	三百メートル未満	三百メートル未満
三十	五十	七十	二十	四十	六十	五十	八十